

## 山梨県医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児の日常生活を支援するため、職員に喀痰吸引等研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (2) 喀痰吸引等研修 法附則第4条第2項に規定する登録研修機関が行う研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条の表に規定する第一号研修及び同表に規定する第二号研修をいう。
- (3) 医療的ケア児 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある18歳未満の者であって、県内に居住しているものをいう。
- (4) 事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを提供する県内の施設をいう。ただし、国、地方公共団体又は独立行政法人により設置又は運営をされている施設を除く。

### (補助対象者)

第3条 この補助金は、県内に所在する事業所を運営する事業者であって、医療的ケア児に対し喀痰吸引等を行わせるため、雇用する職員に喀痰吸引等研修を修了させ、喀痰吸引等事業者または特定行為事業者として事業者登録した者を対象とする。

### (補助金額)

第4条 この補助金の額は、雇用する職員の喀痰吸引等研修に係る受講費用（テキスト代及び保険料を含み、交通費を除く）の全部もしくは一部とし、1事業

所あたり20万円を上限とする。

(補助金の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の実支出額の合計額と補助上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた事業者(以下、「補助事業者」という。)は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月16日から施行する。